

マイナンバーを記載した申告書等の提出時の本人確認について

R6.12 堺市 税務部

本人が個人番号を記載した税務関係書類を提出したときは、【表1】により

- ① 番号確認・・・正しい個人番号であることの確認
 - ② 身元確認・・・申告者等が個人番号の正しい持ち主であることの確認
- を実施します。

代理人が税務関係書類を提出したときは、【表2】により

- ① 本人の番号確認
 - ② 代理人の身元確認
 - ③ 代理権確認
- を実施します。

なお、表1、表2に記載している証明書類のうち、

- ★有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。
- ★法人番号については、番号法に基づく本人確認は行いません。
- ★これらの本人確認は、[税証明発行に係る本人確認](#)とは別のものです。

【マイナンバー取得時の本人確認】

【表1】本人が申告書等を提出する場合（郵送時は、写しを同封してください）

※**下記1～4のいずれか一つの組み合わせ（①番号確認 ②身元確認）でご提出ください。**

本人確認		※□は確認用としてご使用ください	
No.	① 番号確認	② 身元（実在）確認	
1	マイナンバーカード（裏面） 見本 	マイナンバーカード（表面） 見本 	
2	【以下の書類から1点】 ・個人番号通知カード（表面） （記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る） 見本 	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳 など	
3	※個人番号通知書は番号確認には使用できません。 ・住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号の記載されたもの）	【身分証明書（以下の書類から1点）】 資格確認書 / 介護保険の被保険者証 / 児童扶養手当証書 / 市や税務署が本人の氏名及び住所または生年月日をあらかじめ印刷して送付した（以下「プレ印字」という。）申告書 / 市民税・府民税申告書に添付される源泉徴収票、生命保険料・地震保険料などの控除証明書等 / 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書 など	
4		【身分証明書（以下の書類から2点）】 健康保険証 / 学生証（顔写真無） / 身分証明書（顔写真無） / 社員証（顔写真無） / 資格証明書（顔写真無） / 税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し（戸籍謄本若しくは抄本も可） / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書 など	

【表 2】 代理人が申告書等を提出する場合 （郵送時は、写しを同封してください）

※下記 1 または 2 の組み合わせ（①番号確認 ②身元確認 ③代理権確認）でご提出ください。

本人確認			
※□は確認用としてご使用ください			
No.	① 本人の番号確認	② 代理人の身元（実在）確認	③ 代理権の確認
1	【以下の書類から 1 点】 □ 本人のマイナンバーカード（両面） 見本  ・個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限る） 見本  ※個人番号通知書は番号確認には使用できません。	【以下の書類から 1 点】 □ 代理人のマイナンバーカード / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳 など ≪代理人が法人の場合≫ 【以下の書類から 1 点 + 当該法人との関係を証する書類（社員証等）】 登記事項証明書 / 印鑑登録証明書 / 税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 など	【以下の書類から 1 点】 □ - 委任状（原本）（任意代理人の場合） - 税務代理権限証書 - 戸籍謄本（法定代理人の場合） - 本人しか持ちえない書類（例：マイナンバーカード、健康保険証、資格確認書）など
2	・住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号の記載されたもの）	【以下の書類から 2 点】 □ □ 健康保険証 / 資格確認書 / 介護保険の被保険者証 / 児童扶養手当証書 / 学生証（顔写真無） / 身分証明書（顔写真無） / 社員証（顔写真無） / 資格証明書（顔写真無） / 税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し（戸籍謄本もしくは抄本も可） / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書 など	